

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項に規定する財政的援助団体等
監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第 9 項の規定により、次のとおり
監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

茨城県監査委員	石 井 邦 一
同	鈴 木 将
同	澤 田 勝
同	田 中 美 和

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、財政的援助団体等監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第 1 監査の実施状況

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助団体等監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施団体 2 団体

団体名	出資金、補助金等、指定管理の内容
株式会社ウォーターエージェンシー	○指定管理 ・霞ヶ浦常南流域下水道施設 1,370,549,826 円 (所管課：土木部都市局下水道課)
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部茨城県済生 会	○指定管理 ・茨城県立こども病院 585,782,563 円 (所管課：病院局経営管理課)

2 監査対象年度

令和 6 年度

3 監査実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から 8 月 18 日まで

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査するものである。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査した。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査した。

また、補助事業全体について事業の効率性、有効性等を検証した。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間において各団体が出資等の目的に沿って事業運営

を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、監査調書により関係書類等と照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。

監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。